

消費者啓発参考情報「暮らしの110番」

「保険金が使えます」という住宅修理の契約トラブルに注意!

問合せ  
産業振興課農政商工係  
【☎35-1232】

「近所で屋根工事をしていたら、お宅の屋根瓦が落ちそうになっているのが見えた。無料で点検してあげます」と業者が訪問してきた。点検してもらったところ、「瓦がかなりずれている。このままにしておくと雨漏りする危険があるので、至急修理が必要です。今回の屋根の瓦のずれは、先日の台風で生じたものなので、損害保険から保険金が支払われ、少額の自己負担で修理できます」と言われたので、急いで契約した。

後日、工事代として150万円の見積書もらったが、保険金は30万円しか支払われないことが分かった。120万円も自己負担できないので工事のキャンセルを申し出ると、「解約料として見積りの30%をもらう。契約書に書いてある」と言われた。

事例



業者が「無料で屋根を点検します」と訪問し、点検後に「すぐに修理が必要です。損害保険を使って、ほぼ自己負担なしで修理ができます」などと「保険金を使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が増えています。保険金ですべての住宅修理ができるわけではありません。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし

188

いやや!

消費生活センターへのお電話は全国共通の電話番号である188番へ。  
「188(いやや)!泣き寝入り!」と覚えてください。

消費者へのアドバイス

- ①「無料だから」「ついでに他の箇所もサービスで点検する」と言われても必要のない点検は安易に依頼しないよう気を付けましょう。また、「保険金で安く修理ができる」「今日中に契約するとさらに割引する」「保険申請を代行するので、すぐに修理を」などと契約を急かされても、すぐには契約せず、複数の事業者から見積もりを取り、慎重に比較・検討しましょう。
- ②勧誘を受けた時点では、「保険金が支払われる」とは決まっていません。保険金が支払われるかどうかは、損害発生の原因や保険契約の内容によります。また、保険金が支払われたとしてもごく少額の場合もありますので、契約する前に、ご自身が加入している保険会社や代理店に保険契約の内容についてよく確認しましょう。
- ③訪問販売による契約は、法定の契約書面を受け取った日から8日以内であれば、契約を無条件で解約できる「クーリング・オフ」が可能となります。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています



きれいな政治、お金のかからない政治の実現と選挙の公正を図るため、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されており、違反をすると処罰されます。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

処罰されると、公民権停止(選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加などが禁止されること)の対象となります。

問合せ…上里町選挙管理委員会事務局  
(総務課庶務係内)【☎35-1237】

政治家の寄附禁止の対象例

~こんな時、こんな物も対象となります~



お年賀、お中元  
お歳暮



お祭りへの  
寄附・差し入れ



秘書等が代理で  
出席する場合の  
葬儀の香典

## 各施設等の休館日

施設名	休館日
町民体育館 多目的スポーツホール	12月28日(土)～1月3日(金)
小中学校体育館	12月27日(金)～1月3日(金)
児童館	12月29日(日)～1月5日(日)
図書館	12月29日(日)～1月3日(金)

# 年 末 年 始 のお知らせ

上里町役場 年末年始 **閉庁日**

**12月28日(土)**

**～令和2年1月5日(日)**

## ごみ収集停止日等

	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
直接搬入受入	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○
可燃ごみ	七本木 上里東 神保原			賀美 長幡	七本木 上里東 神保原						賀美 長幡
不燃ごみ	長幡										神保原
資源ごみ											

### ◆小山川クリーンセンターへの直接搬入

12月30日(月)まで

(受入時間) 午前8時40分～正午  
午後1時～4時30分

### ◆リクエスト収集

12月2・9・16・23日の月曜日

※役場受付は12月19日(木)まで

### ◆生し尿・浄化槽汚泥の汲み取り

年末は混みますので、早めの汲み取りの予約をお願いします。

(予約先) (有)上里総業 【☎33-6776】

問合せ…くらし安全課生活環境係 【☎35-1226】

### 年末は小山川クリーンセンターへの直接搬入が混雑します

小山川クリーンセンターでは、年末にかけて直接ごみを持ち込まれる方が多く、例年、ごみの搬入車両で大変混雑し受付および荷下ろしに時間がかかっています。

指定ごみ袋に入のごみは、通常のごみ収集により排出されますようご協力をお願いいたします。また、粗大ごみなどを直接搬入する場合は、可能な限り年末を避けてご利用されますようお願いいたします。

問合せ…小山川クリーンセンター 【☎22-8200】

## 年末年始の休日診療



【歯科診療】※健康保険証を持参してください。

診療時間…午前10時～正午

日程	診療所名	所在地	電話番号
12月30日(月)	本庄デンタル・クリニック	本庄市けや木3-20-10	☎23-1259
	やしろ歯科医院	本庄市本庄1-3-2	☎21-8846
12月31日(火)	福島歯科	本庄市小島1-4-5	☎22-0055
	田島歯科医院	本庄市駅南2-9-10	☎22-3342
1月1日(水)	田端歯科医院	本庄市児玉町児玉131	☎72-0453
	関根歯科医院	上里町神保原521-10	☎33-3009
1月2日(木)	濱坂歯科医院	本庄市児玉町蛭川175-2	☎72-8841
	さかくち歯科医院	本庄市朝日町3-7-28	☎23-0399
1月3日(金)	鈴木歯科	本庄市小島南3-8-6	☎22-4188
	杉田歯科医院	美里町甘粕685	☎76-3855



【本庄市休日急患診療所（内科系疾患）】

比較的軽微な内科系の疾患で入院の必要のない方の診療を行います。

場所…休日・夜間急患診療所【☎23-3322】

(本庄市保健センター内)

診療日時…12月30日(月)～令和2年1月3日(金)

午前9時～正午、午後1時～4時、

午後7時～10時

※健康保険証を持参してください

※夜間の診療は午後9時45分までに受付をしてください。

### ☎【救急電話相談】

#7119(全国共通ダイヤル)

048-824-4199

(ダイヤル回線、IP電話、PHSをご利用の場合)

※救急電話相談は、急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかなどのアドバイスや医療機関の案内を行い、相談者の判断の参考にしていただくものです。

～新年の幕開けの記念に～

# 元旦 歩け走ろう会

新年の幕開けに気持ちよい汗をかいて、新しい年を迎えてみませんか。記念品を用意して皆さんの参加をお待ちしています。

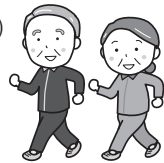
日時 令和2年1月1日(元旦)  
(受付) 午前6時45分  
(開始) 午前7時

会場 上里ゴルフ場外周  
(約3.4km)

集合 忍保パブリック公園駐車場(西側)

主催 上里町健康・体力づくり  
推進協議会

問合せ 生涯学習課スポーツ  
振興係【☎35-1245】



## ■防災行政無線による Jアラートの訓練放送について

日時…12月4日(水)、午前11時ごろ

Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練を行います。町内の防災行政無線から訓練放送が流れますが、実際の災害とお間違えのないようご注意ください。

問合せ…くらし安全課防災安全係【☎35-1226】



## ■年末年始の 児玉郡市手話通訳者派遣

12月28日(土)から1月5日(日)まで窓口業務はお休みです。緊急で手話通訳者が必要になった場合は下記の通りお申し込みください。

申込…氏名・住所・FAX番号・派遣日時・場所・内容を書いて児玉郡市広域消防本部指令課へFAX(番号119)する(24時間対応)

※事前に派遣が必要と分かっている場合は12月27日(金)午後5時15分までに本庄市社会福祉協議会にお申し込みください。年末年始でも通訳者を派遣します。

問合せ…本庄市社会福祉協議会手話通訳者派遣担当  
【☎22-7275・FAX22-7309】

## 12月1日(日)～14日(土)は『冬の交通事故防止運動』期間です ～人も車も自転車も安心・安全 埼玉県～

### ◆重点目標

- ①飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止
- ②子供と高齢者の交通事故防止
- ③夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

年末年始は事故が多い時期です。安全運転を心掛けましょう。

◆問合せ  
くらし安全課生活環境係【☎35-1226(内線2231)】

## 架空請求に関する相談が増えています

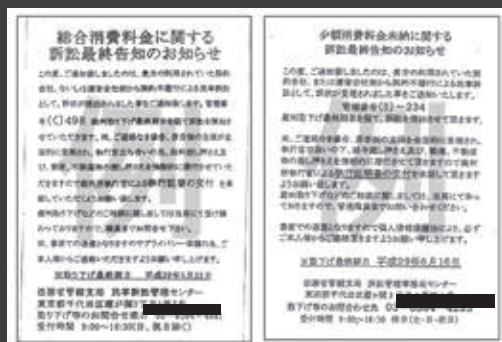
これらのハガキは詐欺です

町の消費生活相談窓口では、「利用した覚えのない請求を受けているが、どうしたらよいか」「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、身に覚えがない」という相談が増えています。

架空請求のハガキや電子メール等には、「執行官の立ち会いの下、給与・動産・不動産の差し押さえ」「強制執行」「勤務先を調査」など不安をあおる脅し文句が書いてあったり、実在する事業者をかたりコンテンツの利用料金を請求させる場合があります。

これらは、何らかの名簿を入手した悪質事業者が無作為に根拠のない請求ハガキや電子メール等を大量に送ったものと思われます。

対処方法としては、「相手にしないこと」「連絡しないこと」が大切です。それでも不安を感じる方は、お問い合わせください。



▶上里町消費生活相談窓口  
【☎35-1232】

(相談員への相談は、火曜日・金曜日  
午前9時30分～午後4時まで)

▶消費者ホットライン…☎188(イヤヤ)  
※お近くの消費生活センターへ繋がります。